

## 一時払い終身保険で相続対策

歴史的な低金利で定期預金では物足りないし、かといって株式投資はリスクが大きいと、手持ちの資金の運用に困っている方も多いのではないのでしょうか。そこで今回は、一時払い終身保険を活用した相続対策をご紹介します。貯蓄性といざというときの保障、かつ、相続における評価引き下げ効果と納税資金の確保、と幅広く活用することができます。

### 1. 納税資金対策

相続税は死亡後 10 カ月以内に原則現金で納付しなければなりません。まとまったお金はあらかじめ準備しておけば、突然の訃報にもあわてることなく納付することができます。終身保険は生涯保障で亡くなった時に保険金が入ってきますので、それをそのまま相続税に充てることができます。

又、一時払い終身保険は貯蓄性もありますので、仮に途中解約しても一定の期間が経過すれば元本に利息が上乗せされた金額が返ってきます。

#### (事 例)

ある保険会社にて 45 歳で死亡保障 1,000 万円の一時払い終身保険に加入の場合  
払込額 704 万円に対して (単位：万円)

経過年数	1年	3年	5年	10年	20年	30年
解約返戻金	690	703	716	750	818	883
返戻率	98%	100%	102%	107%	116%	126%

### 2. 財産評価引き下げ対策

相続人が取得した生命保険金には、相続税法上 500 万円×法定相続人数、の非課税枠があります。つまり、預貯金で持っているとそのまま 100%相続税の課税対象となります。しかし、生命保険に加入していないか加入していても非課税枠まで満たされていない場合は、預貯金の一部を一時払い終身保険に換えることによって、非課税枠を活用することができます。つまり、相続税のかかる財産から、かからない財産に組み替えることができる訳です。

昨今では 90 歳までなら健康状態がよければ加入できる終身保険も販売されておりますので、ご高齢の方もあきらめずに加入を検討するのもいいのかもしれない。

#### (事 例) 相続財産 3 億円(基礎控除前)で 相続人 子 2 人

預金の内 1,000 万円を終身保険に移行した場合

相続税額 通常 5,800 万円 → 保険に移行後 5,400 万円

差引 400 万円の相続税の軽減

### 3. 争族対策

死亡保険金については受取人を指定することができるので、遺言がなくても被相続人の遺志を反映させることができます。結果的に、遺産分割時の争いを未然に防ぐ効果が期待できます。争いを防ぐというのは、相続税がかからない方も同じことです。例えば長男には自宅を取得するように遺言しておいて、嫁いだ女兄弟には生命保険の受取人に指定しておくということもできます。

当事務所においても各種生命保険は扱っておりますので、お気軽にご相談くださいませ。

上記は現行税制に基づき適用されるもので、詳細な適用要件が必要です。実施に当たっては専門家にご相談の上、ご自身の責任で実施いただきますようお願いいたします。

大阪市天王寺区堂ヶ芝 1 丁目 11 番 16 号桃陽ビル 202 号

TEL 06-6774-8282

FAX 06-6774-8281

E-mail [nishikai@kiu.biglobe.ne.jp](mailto:nishikai@kiu.biglobe.ne.jp)

西野会計事務所

検索

